

対内直接投資等審査制度について

令和7年10月

財務省国際局

玉田 眞也

(注) 本資料は制度の概要を理解いただくために作成したものであり、対象となる取引等は例示です。
事前届出が必要か否かの判断に際しては、最新の法令をご確認ください。



外為法（外国為替及び外国貿易法）の概要

ポイント

- ▶ 外為法は、対外取引（海外との間の支払や各種取引）に関する基本法。
- ▶ 外為法制定（1949年）当初、外貨集中管理と国内産業再建のため対外取引は原則禁止であったが、その後段階的に自由化が進み、現在は、対外取引は原則として自由な枠組み。
- ▶ 経済制裁等、国際金融システムの濫用防止のための資産凍結等の措置を実施する法律としても機能。
- ▶ 安全保障目的、経済有事への対処における、対外取引の制御ツールとしての機能も提供。
- ▶ 外為法に基づいて徴求された報告データは、国際収支統計の作成や市場動向の把握にも利用。

外為法の目的（外為法第一条）

この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。



- **原則…対外取引が自由に行われることが基本**
- **例外…必要最小限の管理又は調整** → 対外取引に制限がかかる場合がある
 - ① 経済制裁：テロ、国際約束に違反した核兵器の開発などに関する資金の遮断、資産凍結
 - ② 投資規制：防衛産業、原子力、水道、鉄道、ソフトウェアなど、海外資本による買収に一定の制限
 - ③ 経済有事：外国為替市場の急激な変動、急激な資本フローによるマクロ経済への悪影響が及ぶ場合

対内直接投資審査制度の概要

- 外国為替及び外国貿易法（外為法）では、対外取引自由を原則としつつ、**外国投資家**が、国の安全の確保・公の秩序の維持・公衆の安全の保護・我が国経済の円滑な運営の観点から**指定される業種を営む日本人**に対して、**投資等**を行う場合に、**事前届出**を求め、**財務大臣・事業所管大臣が審査を実施**。



対内直接投資等・特定取得

- ・ 株式・持分の取得
 - ・ 上場会社の総議決権の1%以上の取得
 - ・ 事業目的の実質的な変更、役員の就任等の経営上重要な事項に関して行う同意
 - ・ 支店等の設置等
 - ・ 償還期間が1年を超える金銭の貸付
 - ・ 事業の譲受け
- 等

外国投資家

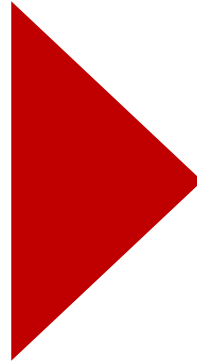
- ① 非居住者である個人
- ② 外国法令に基づき設立された法人その他の団体
- ③ ①・②に株式・議決権の過半数を保有されている会社
- ④ ①・②が50%以上出資する／業務執行組合員の過半数を占める組合等
- ⑤ ①が役員の過半数を占める法人その他の団体

事前届出の必要な業種（１）

- 事前届出の必要な業種のうち 1 つでも営んでいる場合は事前届出の対象
- 事業規模には関係がなく、子会社が以下の業種を営んでいる場合も事前届出の対象

事前届出の必要な業種

- 武器・航空機（無人航空機を含む）・宇宙開発・原子力関連の製造業、及び、これらの業種に係る修理業、ソフトウェア業
- 軍事転用可能な汎用品の製造業
- 感染症に対する医薬品に係る製造業、高度管理医療機器に係る製造業
- 重要鉱物資源に係る金属鉱業・製錬業等、特定離島港湾施設等の整備を行う建設業
- 肥料（塩化カリウム等）輸入業
- 永久磁石製造業・素材製造業
- 工作機械・産業用ロボット製造業
- 半導体製造装置等の製造業



例

- 航空エンジンの部品の製造
 - 半導体を製造するための一定の産業機械の製造
 - 感染症の治療薬・ワクチン・それらの原料、人工呼吸器、人工透析器等の製造
 - レアアース等の掘削機や資源調査船の製造
- 等

事前届出の必要な業種（２）

- 事前届出の必要な業種のうち 1 つでも営んでいる場合は事前届出の対象
- 事業規模には関係がなく、子会社が以下の業種を営んでいる場合も事前届出の対象

事前届出の必要な業種

- 蓄電池製造業・素材製造業
- 船舶の部品（エンジン等）製造業
- 金属 3Dプリンター製造業・金属粉末の製造業
- 情報処理関連の機器・部品・ソフトウェア製造業種、情報サービス関連業種
- インフラ関連業種（電力業、ガス業、通信業、上水道、鉄道業、石油業、熱供給業、放送業、旅客運送）
- その他（警備業、農林水産業、皮革製品製造業、航空運輸業、海運業）

等

例

- リチウムイオン蓄電池
- 民生船舶用のディーゼルエンジンの製造
- IoT機器の保持するデータを秘匿化するソフトウェアの開発
- 風力発電・太陽光発電

等

（注）右記の例は事前届出の必要な業種の一例です。事前届出の必要な業種に該当するか否かの判断に際しては、最新の法令をご確認ください。

事例

精緻な加工が可能な輸出規制の対象となる工作機械を製造する非上場のA社。業容拡大のため国内外から資金調達を行い、Z国に居住する個人投資家Bに株式を一部譲渡した。

事前届出の必要性

① 投資家が事前届出の必要な投資家に該当するか

⇒ 個人投資家Bは日本以外のZ国に居住する投資家であり該当

② 投資先の会社が事前届出の必要な業種を営んでいるか

⇒ A社は輸出規制の対象となる工作機械を製造しており該当

③ 投資家の行う行為が事前届出の必要な投資等に該当するか

⇒ 非上場のA社の株式を1株以上取得しており該当



①～③全てに該当、外国投資家は事前届出を提出する必要あり

(注) 上記の事例は制度の概要を理解いただくために作成した架空の事例です。事前届出が必要か否かの判断に際しては、最新の法令をご確認ください。

事例

主な事業として民生品向けの金属加工業を営む非上場のA社は、事業のごく一部として防衛装備品の専用部品も製造している。経営者・従業員の高齢化に伴い、事業継続が困難となり、事業承継先を探していたところ、仲介者からZ国の投資ファンドBを紹介され、当該ファンドに株式を全部譲渡した。

事前届出の必要性

① 投資家が事前届出の必要な投資家に該当するか

⇒ 投資ファンドBは外国法人であり該当

② 投資先の会社が事前届出の必要な業種を営んでいるか

⇒ A社は防衛装備品（武器等）の部品を製造しており該当

③ 投資家の行う行為が事前届出の必要な投資等に該当するか

⇒ 非上場のA社の株式を1株以上取得しており該当

 ①～③全てに該当、外国投資家は事前届出を提出する必要あり

（注）上記の事例は制度の概要を理解いただくために作成した架空の事例です。事前届出が必要か否かの判断に際しては、最新の法令をご確認ください。

事例

東証プライム市場上場の学習塾を運営するA社は、子会社にソフトウェアを開発する日本の企業A'社を有する。A社の株式を持つ外国法人B社は、A社に対する経営関与を強化するため、B社の役員をA社の役員に就任させることについて株主総会において同意し、B社の関係者が役員に就任した。

事前届出の必要性

① 投資家が事前届出の必要な投資家に該当するか

⇒ B社は外国法人であり該当

② 投資先の会社が事前届出の必要な業種を営んでいるか

⇒ A社の子会社A'社はソフトウェアを開発しており該当

③ 投資家の行う行為が事前届出の必要な投資等に該当するか

⇒ B社の役員をA社の役員に就任させることについて株主総会において同意しており該当



①～③全てに該当、外国投資家は事前届出を提出する必要あり

(注) 上記の事例は制度の概要を理解いただくために作成した架空の事例です。事前届出が必要か否かの判断に際しては、最新の法令をご確認ください。

Q

外国投資家から出資を受ける場合、投資受入会社（株式の発行会社）は何かすることはありますか？

A

事前届出の義務は外国投資家にあるため、発行会社に義務はありません。ただし、仮に外国投資家が無届けで出資を行った場合、国の安全等の観点で問題がある場合には、株式売却を含む命令が行われる可能性があります。そうしたこともあるため、もし出資などを受ける場合は、外国投資家に事前届出の提出義務がある点をお伝えいただければと思います。

Q

売上に占める割合がわずかな事業が、事前届出の必要な業種に該当する場合も事前届出の対象になりますか？

A

事業規模には関係がなく、例えば、売上に占める割合がわずかであっても、当該事業を営んでいる場合は事前届出の対象になります。

Q

当社は事前届出の必要な業種を営んでいないのですが、外国投資家から出資を受ける場合に外国投資家において必要な手続きはありますか？

A

事前届出の必要な業種を営んでいない会社に対して外国投資家が出資を行う場合、事前届出を提出する必要はありません。ただし、その場合も、10%以上の株式取得を行う際は、外国投資家は事後報告書を提出する必要があります。もし10%以上の出資を受ける場合は、外国投資家に事後報告の提出義務がある点をお伝えいただければと思います。

Q

株式取得以外に、どのような場合に事前届出が必要ですか？

A

以下の場合などに事前届出を行うことが必要です。なお、この限りではありません。

- 外国投資家自ら又はその関係者が役員に就任することについて、株主総会において同意する場合
- 事前届出の必要な業種に属する事業を外国投資家が承継する場合

Q

事前に届出を行った投資等は、いつから行うことができますか？

A

財務大臣及び事業所管大臣において、事前届出が国の安全等に支障がないかどうかを審査するため、事前届出を受理してから起算して30日を経過するまで（４か月まで延長可）は、届け出た投資等を行うことはできません（投資禁止期間）。ただし、その期間は、国の安全等を損なう事態が生ずる投資等に該当しない場合、短縮されることがあります。

①一般投資家（注１）または認証を受けたSWF等（注２）が、②コア業種以外の事前届出の必要な業種を営む非上場企業に対して、③株式取得を行う場合、
役員に就任しない、非公開の技術関連情報にアクセスしないなどの一定の基準を遵守することにより、事前届出の免除制度が利用が可能となることがあります。なお、その場合は事後報告書を提出する必要があります。

コア業種

（事前届出の必要な業種のうち、国の安全等を損なうおそれ大きい業種）

- 武器・航空機・宇宙開発・原子力関連の製造業、及び、これらの業種に係る修理業、ソフトウェア業
- 軍事転用可能な汎用品の製造業
- 感染症に対する医薬品に係る製造業、高度管理医療機器に係る製造業
- 重要鉱物資源に係る金属鉱業等、特定離島港湾施設等の整備を行う建設業
- サイバーセキュリティ関連業種
- インフラ関連業種
- その他

全て

一部

事前届出の免除制度を利用するために外国投資家が遵守すべき基準

- 外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しない
- 事前届出の必要な業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない
- 事前届出の必要な業種に属する事業に係る非公開の技術情報にアクセスしない

（注１） 外為法違反で処分を受けた者または外国政府等やその被支配企業、特定外国投資家等以外の投資家。

（注２） 外国政府等やその被支配企業等のうち、財務省が国の安全等を損なうおそれがないことなどを審査し認証したSWF（ソブリン・ウェルス・ファンド）等。

取得予定者が外国投資家に該当するか

該当あり



投資先の会社が事前届出の必要な業種を営んでいるか

該当あり



原則として事前届出必要

該当なし



事前届出不要

該当なし



事前届出不要

（10%以上の株式取得をする
場合、事後報告が必要）

以下の3つの条件を全て満たす場合、事前届出の免除制度を利用することも可能。その場合、事後報告は必要。

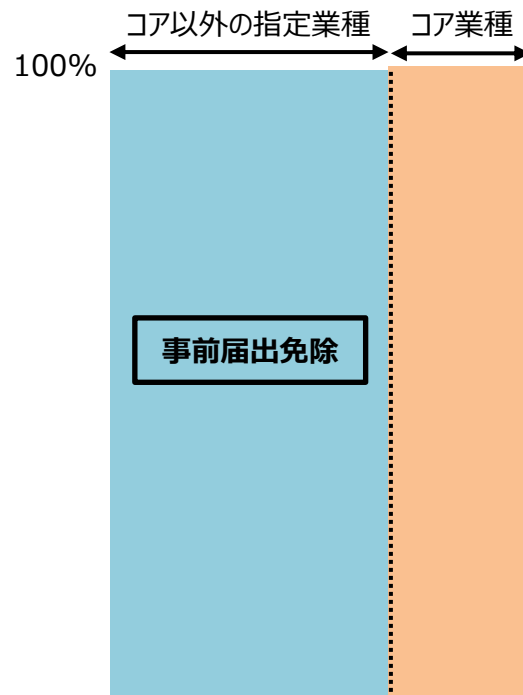
- 投資家が一般投資家または認証を受けたSWF等の場合
- 投資先の会社がコア業種を営んでいない場合
- 投資家が、役員に就任しない、非公開の技術関連情報にアクセスしないなどの一定の基準を遵守する場合

事前届出の免除制度（非上場）

非上場向け

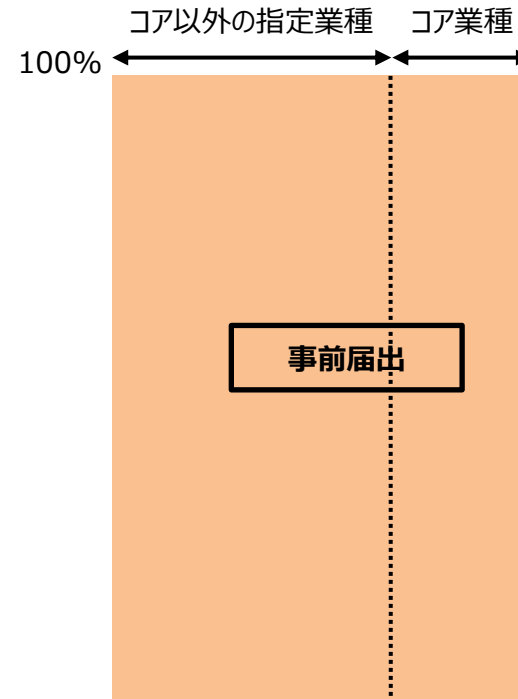
一般免除

- ・ 一般投資家、外国金融機関
- ・ 認証 SWF
- ・ 特定外国投資家に準ずる投資家



免除利用不可

- ・ 外為法違反で処分を受けた者
- ・ 外国政府等やその被支配企業等（認証を受けたSWFを除く）
- ・ 特定外国投資家



免除基準

- ・ 外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しない
- ・ 指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない
- ・ 指定業種に属する事業に係る非公開の技術情報にアクセスしない



①事前届出免除の対象となる外国金融機関が、②事前届出の必要な業種を営む上場企業に対して、③株式取得を行う場合、

役員に就任しない、非公開の技術関連情報にアクセスしないなどの一定の基準を遵守することにより、事前届出免除制度の利用が可能となる場合があります。なお、その場合のうち10%以上の株式取得を行う場合は事後報告書を提出する必要があります。

事前届出免除の対象となる 外国金融機関

- 日本において、業法に基づき規制・監督を受けている外国金融機関
- 外国において、日本の業法に準ずる法令に基づき規制・監督を受けている外国金融機関

【対象となる業態】

- 証券会社
- 銀行
- 保険会社
- 運用会社
- 運用型信託会社
- 登録投資法人（会社型投資信託等）
- 金融商品取引法上の高速取引行為者

事前届出の免除制度を利用するために 外国投資家が遵守すべき基準

- 外国投資家自ら又はその関係者が役員に就任しない
- 事前届出の必要な業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない
- 事前届出の必要な業種に属する事業に係る非公開の技術情報にアクセスしない

①一般投資家（注１）または認証を受けたSWF等（注２）が、②**コア業種以外**の事前届出の必要な業種を営む上場企業に対して、③**株式取得を行う場合、役員に就任しない、非公開の技術関連情報にアクセスしないなどの一定の基準を遵守することにより、事前届出免除制度の利用が可能となる場合があります。**なお、その場合は事後報告書を提出する必要があります。

また、①一般投資家（注１）または認証を受けたSWF等（注２）が、②**コア業種**を営む上場企業に対して、③**10%未満**の株式取得を行う場合、上記の一定の基準に加えて、コア業種に属する事業に関して取締役会等に自ら参加しない、会社に期限を付して回答等を求めて書面で提案を行わないといった**上乗せ基準等**を遵守することにより、事前届出免除制度の利用が可能となる場合があります。なお、その場合も事後報告書を提出する必要があります。

主なコア業種

（事前届出の必要な業種のうち、国の安全等を損なうおそれ大きい業種）

- 武器・航空機（無人航空機を含む）・宇宙開発・原子力関連の製造業、及び、これらの業種に係る修理業、ソフトウェア業
- 軍事転用可能な汎用品の製造業
- 感染症に対する医薬品に係る製造業、高度管理医療機器に係る製造業
- 重要鉱物資源に係る金属鉱業・製錬業等、特定離島港湾施設等の整備を行う建設業
- 肥料（塩化カリウム等）輸入業
- 永久磁石製造業・素材製造業
- 工作機械・産業用ロボット製造業等
- 半導体製造装置等の製造業
- 蓄電池製造業・素材製造業
- 船舶の部品（エンジン等）製造業
- 金属３Ｄプリンター製造業・金属粉末の製造業
- サイバーセキュリティ関連業種
- インフラ関連業種
- その他

全て

一部

事前届出の免除制度を利用するために 外国投資家が遵守すべき基準

- 外国投資家自ら又はその関係者が役員に就任しない
- 事前届出の必要な業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない
- 事前届出の必要な業種に属する事業に係る非公開の技術情報にアクセスしない

上乗せ基準

- コア業種に属する事業に関し、取締役会又は重要な意思決定権限を有する委員会に自ら参加しない
- コア業種に属する事業に関し、取締役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面で提案を行わない

更なる上乗せ基準

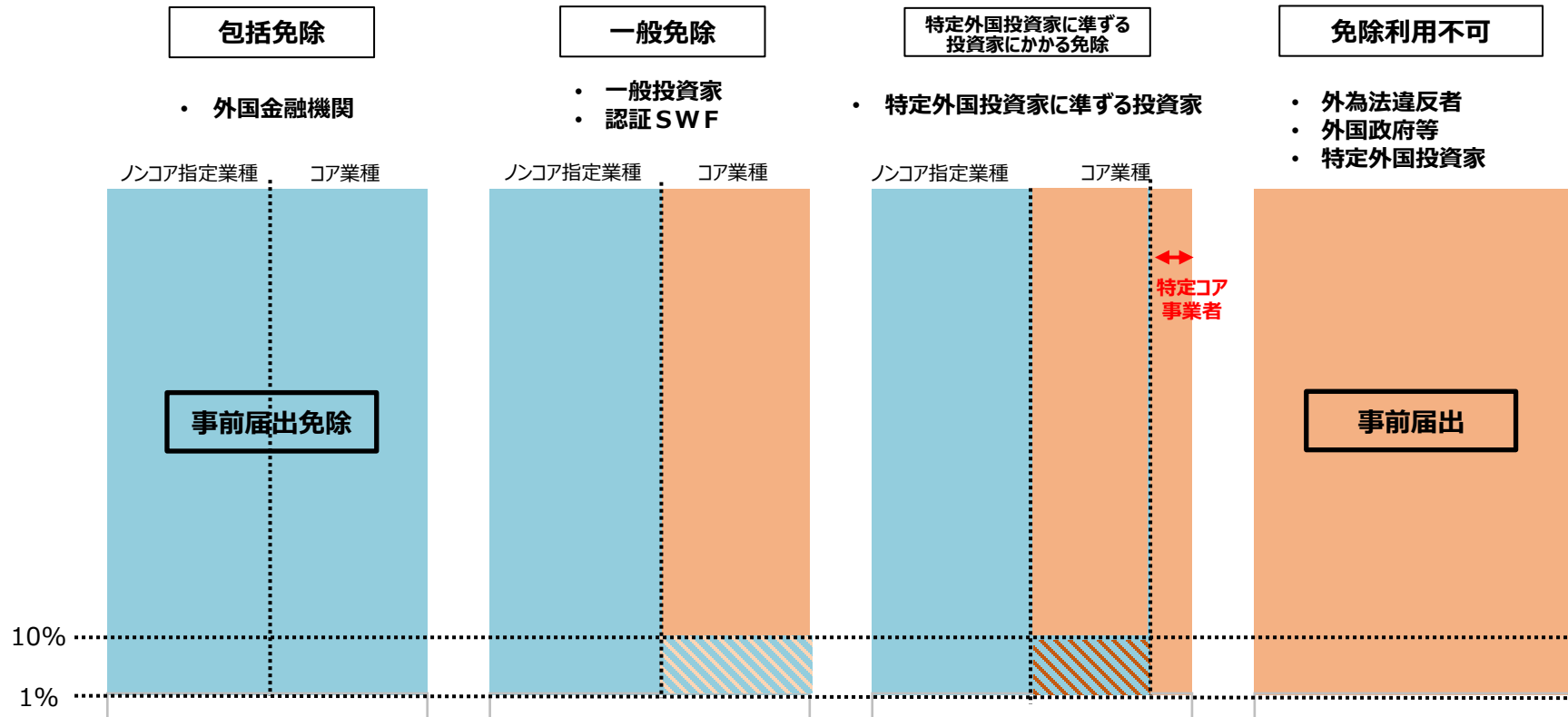
- コア業種に属する事業に関する非公開情報にアクセスしない。
- コア業種に属する事業に関して発行会社等に従業員を派遣しない、又、発行会社等の役員又は従業員の勧誘を行わない。

（注１） 外為法違反で処分を受けた者または外国政府等やその被支配企業、特定外国投資家等以外の投資家。

（注２） 外国政府等やその被支配企業等のうち、財務省が国の安全等を損なうおそれがないことなどを審査し認証したSWF（ソブリン・ウェルス・ファンド）等。

事前届出の免除制度（上場）

上場向け



告示に規定	免除基準	- 外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しない - 指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない - 指定業種に属する事業に係る非公開の技術情報にアクセスしない	
	上乗せ基準 (免除基準に加えて遵守)	- コア業種に属する事業に関し、取締役会又は重要な意思決定権限を有する委員会に自ら参加しない - コア業種に属する事業に関し、取締役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面で提案を行わない	
	更なる上乗せ基準 (免除基準及び上乗せ基準に加えて遵守)	- コア業種に属する事業に関する非公開の情報にアクセスしない - コア業種に属する事業に関し、発行会社等に従業員を派遣しない、又、発行会社等の役員又は従業員の勧誘を行わない	

取得予定者が外国投資家に該当するか

該当あり ↓

1%以上の株式を取得するか

該当あり ↓

投資先の会社が事前届出の必要な業種を営んでいるか

該当あり ↓

原則として事前届出必要

該当なし



該当なし



該当なし



事前届出不要

事前届出不要

（10%以上の株式取得をする場合、事後報告が必要）

以下の場合、事前届出の免除制度を利用することも可能。その場合、事後報告は必要。

- 投資家が事前届出免除の対象となる外国金融機関で、一定の基準（注1）を遵守する場合
- 投資家が一般投資家等または特定外国投資家に準ずる者で、
 - 一定の基準（注1）を遵守し、コア業種以外の業種を営む会社の株式を取得する場合
 - 一定の基準（注1）に加えて上乗せ基準（注2）を遵守し、コア業種を営む会社の10%未満の株式を取得する場合（特定外国投資家に準ずる者の場合、これに加えて更なる上乗せ基準（注3）を遵守）

（注1）役員に就任しない、非公開の技術関連情報にアクセスしないなど。

（注2）コア業種に属する事業に関して取締役会等に自ら参加しない、会社に期限を付して回答等を求めて書面で提案を行わないなど。

（注3）コア業種に属する事業に関して非公開情報にアクセスしない、役員・従業員の派遣や勧誘を行わないなど。

対内直接投資等事前届出該当性リスト

上場向け

- 該当性リストは、外国投資家が対内直接投資等の事前届出等の要否を判断する際の便宜のために作成したもの。
- 具体的には、各上場企業の事前届出該当性については、企業への任意の照会結果（自己申告ベース）及び定款・有価証券報告書ならびに事業所管省庁の確認の下、以下の区分（①～③及び④）のいずれかに該当することを示している。

区分①：指定業種以外（事後報告業種）の事業のみを営んでいる会社

区分②：指定業種のうち、いわゆるコア業種以外の事業のみを営んでいる会社

区分③：指定業種のうち、いわゆるコア業種に属する事業を営んでいる会社

区分④：③に該当する会社のうち、経済安保推進法における「特定社会事業者として指定された者」（いわゆる「特定コア事業者」）

（参考１）該当性リストの更新状況

該当性リストの改正要素		該当性リスト公表時期	
1	初回作成	初回	R2.5.8
2	医療関連業種に係る告示改正（高度医療管理機器等）	#1更新	R2.6.5 ※
3	R3年の年次更新	#2更新	R2.7.10
4	重要鉱物資源に係る告示改正（レアアース等）	#3更新	R3.7.7
5	サプライチェーンの保全等のためのコア業種の追加に係る告示改正（半導体、畜電池等）	#4更新	R3.11.2
6	サプライチェーンの保全等のためのコア業種の追加に係る告示改正（半導体製造関連機器等）	#5更新	R5.5.19
7	政省令改正による特定コア事業者カテゴリーの追加	#6更新	R6.9.13
8	安保推進法に基づく特定社会基盤事業者追加に伴う更新	全般調査なし	R7.4.4
9	R7年の年次更新	全般調査なし	R7.5.2
9	R7年の年次更新	#7更新	R7.7.15

（参考２）上場企業の銘柄リスト〔抜粋〕（区分ごとの並替えや、会社名による検索等が可能。）

証券コード (Securities code)	ISINコード (ISIN code)	会社名(和名)	(Issue name / company name)	区分
1301	JP3257200000	株式会社極洋	KYOKUYO CO.,LTD.	②
1332	JP3718800000	株式会社ニッスイ	Nissui Corporation	③
1333	JP3876600002	マルハニチロ株式会社	Maruha Nichiro Corporation	②
1375	JP3947010009	株式会社雪国まいたけ	YUKIGUNI MAITAKE CO.,LTD.	②
1376	JP3216200000	カネコ種苗株式会社	KANEKO SEEDS CO.,LTD.	②
1377	JP3315000004	株式会社サカタのタネ	SAKATA SEED CORPORATION	②
1379	JP3843250006	ホクト株式会社	HOKUTO CORPORATION	②
1380	JP3107400008	株式会社秋川牧園	AKIKAWA FOODS & FARMS CO.,LTD.	①

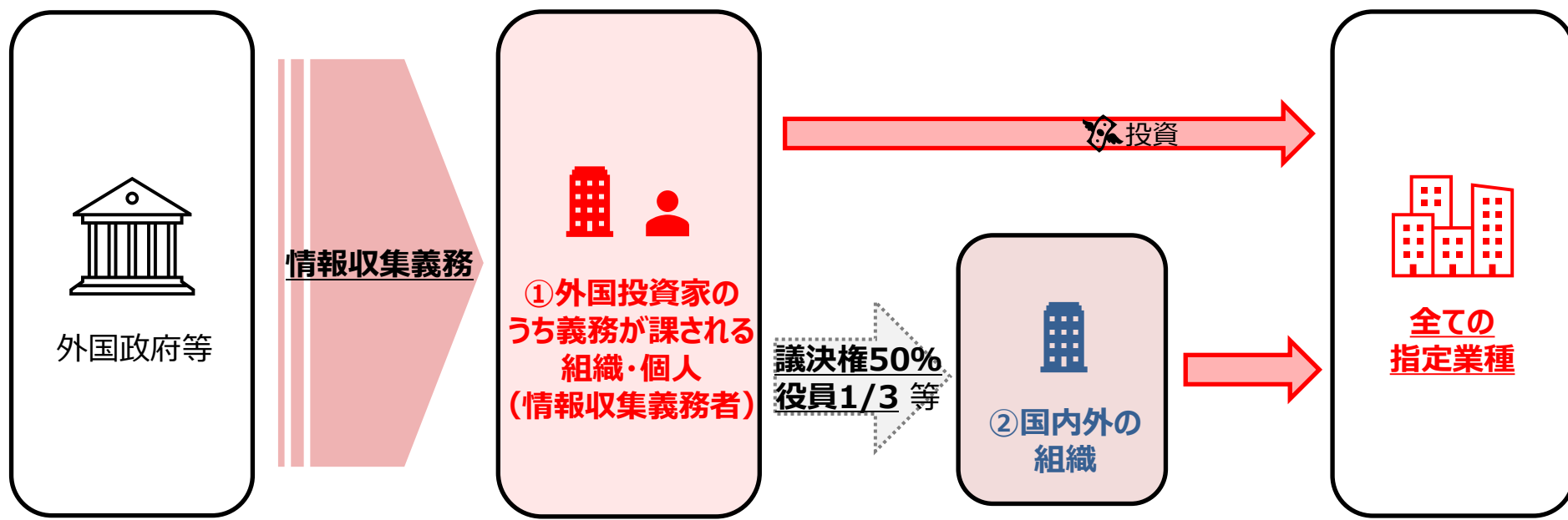
特定外国投資家

1 特定外国投資家

外国投資家のうち、以下①・②のいずれかに該当する者（情報収集義務者等）を特定外国投資家と定義する。

- ① 対内直接投資によって取得した国の安全等を損なう事態を生じるおそれ大きい情報を、**外国政府等との契約や外国の法令等に基づき、当該外国政府等の開示することによって、当該外国政府等に協力する義務を負う組織（法人その他の団体）又は個人**
- ② 上記の義務を負う組織・個人及び当該組織・個人に対して当該義務を課す外国政府等が以下のいずれかに該当する関係を持つ組織
 - a. 議決権・株式数等の**50%以上**を占める組織
 - b. 役員の**1/3以上**を占める組織等

→ すべての指定業種に対する投資について、事前届出を義務化（免除利用不可）



特定外国投資家に準ずる者

2 特定外国投資家に準ずる者

規制の潜脱を防止する観点から、形式的には特定外国投資家の要件を満たさない投資家であっても、以下のような者を「特定外国投資家に準ずる者」とする。

- ・ 情報収集義務者（前頁①）が実質的な意思決定を掌握していると認められる者、
- ・ 設立準拠国以外の国や地域に実質的な本社があり、情報収集活動に関する当該国の法令等の影響を受ける者、
- ・ 情報収集義務者等（前頁①・②）との契約、又は当該契約を行った者との契約（さらに同様の契約が連なる場合、それらの各契約を含む）により、外国政府等の情報収集活動に協力するため情報を開示する義務を負う者

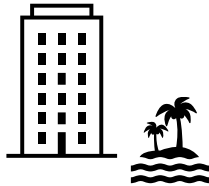
→「特定コア事業者」に対する投資に限定して事前届出を義務化（免除利用不可）

その他のコア業種に対する投資について、従来の免除基準に更なる上乗せ基準（告示）を追加

更なる上乗せ基準

- ・ コア業種に属する事業に関する非公開情報（発行会社等の役員等に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く）にアクセスしない。
- ・ 発行会社等に従業員を派遣しない、又、発行会社等の役員又は従業員の勧誘を行わない。

（実質的な意思決定を掌握している例）

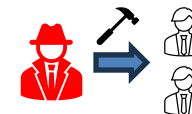


- ✓ 情報収集義務者には非該当
- ✓ 情報収集義務者の役員比率が1/3未満
- ✓ 情報収集義務者等の資本比率が50%未満
- ✓ その他要件にも非該当

→特定外国投資家には非該当



役員のうち、情報収集義務者にあたる少数者が意思決定を掌握。



情報収集義務者が、脅迫等により意思決定を掌握。

3 「特定コア事業者」の範囲

経済安保推進法における「特定社会基盤事業者」で、かつコア業種に属する事業を営む事業者を「特定コア事業者」として整理する。

特定社会基盤事業者とは、経済安全保障推進法において、基幹インフラが我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するために、規制の対象となっている事業者。

事前届出の審査手続き

- 事前届出が必要な場合、外国投資家は、投資等を行おうとする日の前 6 か月以内に、定められた様式により、日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣宛てに提出する必要があります（オンライン提出可）。

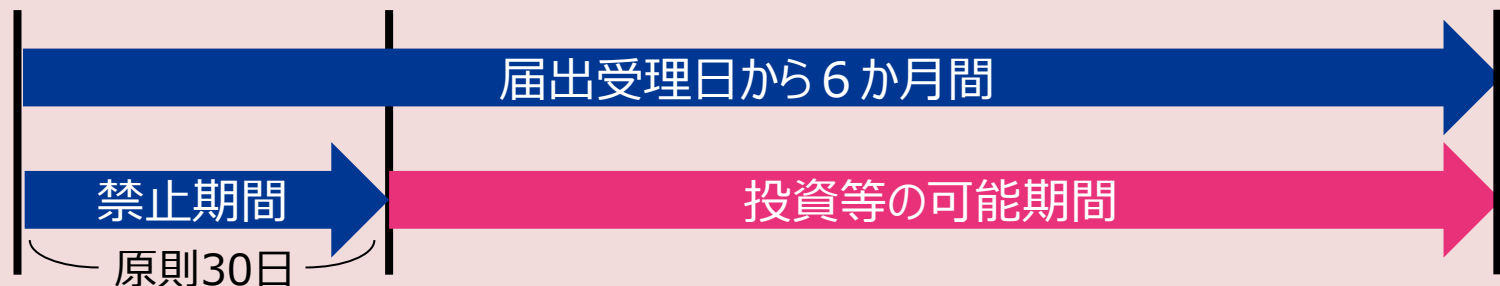
※事前届出の免除制度を利用する場合は、投資等実行後45日以内に、事後報告書を提出する必要があります

- 財務大臣及び事業所管大臣は、国の安全等の観点から事前届出を審査し、国の安全等を損なうおそれがあると認められる場合には、投資の変更・中止の勧告・命令が可能となっています。また、投資等実行後45日以内には、実行報告書を提出する必要があります。

※禁止期間は原則30日ですが、4 か月まで延長されることがあります。

事前届出の審査スケジュール

届出受理日 審査完了日 投資等可能日

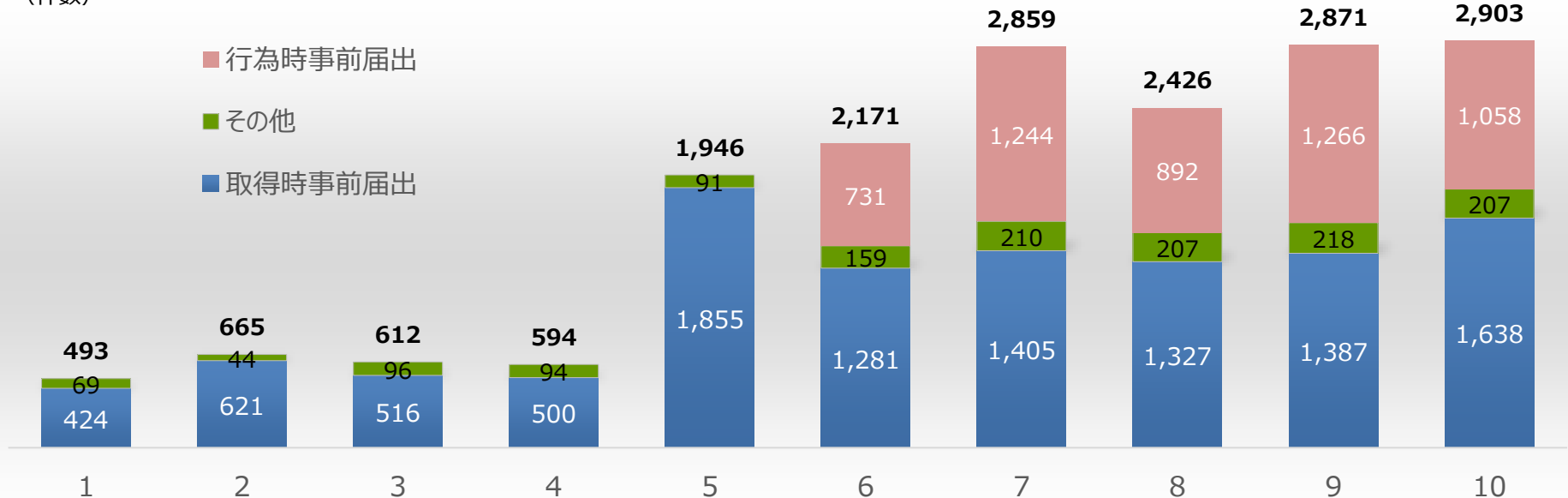


事前届出件数の推移

- 外国為替及び外国貿易法（外為法）の改正（2020年6月完全適用）により、上場会社の株式取得に係る事前届出の閾値を引き下げる（10%→1%）とともに、役員への就任及び指定業種に属する事業の譲渡・廃止等に事前届出（行為時事前届出）を導入し、事前届出の対象を拡大。他方、事前届出免除制度を導入した。
- 2024年度の届出件数は以下の通り。

（注）2020年6月に改正外為法完全適用のため、2020年度以前との単純比較はできない。

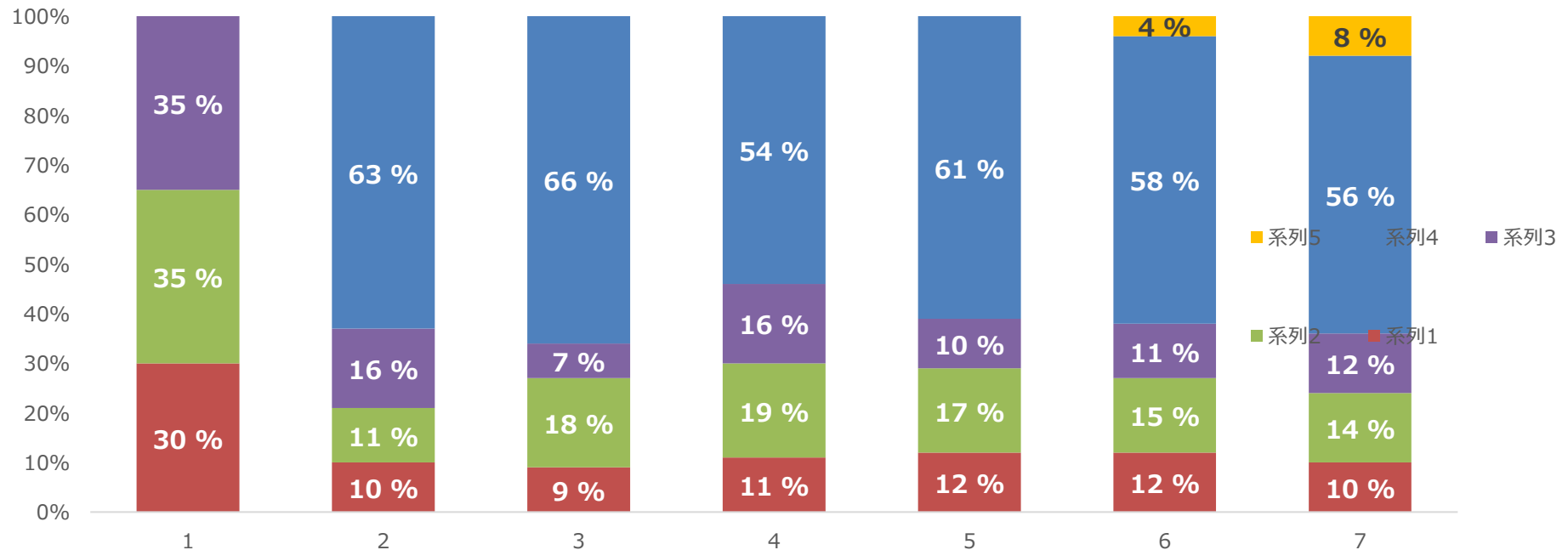
（件数）



（注）「その他」は、事業目的の変更、金銭貸付、社債取得、株式譲渡、支店の設置、事業の承継、共同議決権行使等に係る届出。

業種別の事前届出の割合

- 引き続き、2019年8月に指定業種に追加されたサイバーセキュリティ関連業種（情報処理サービス業、ソフトウェア業、集積回路製造業、半導体メモリメディア製造業等）が56%と大宗を占めている。



(参考) 外為法上の指定業種の概要

- サイバーセキュリティ関連
 - 武器
 - 航空機
 - 原子力
 - 宇宙関連
- 軍事転用可能な汎用品の製造業
 - 重要鉱物に係る金属鉱業等
 - 特定離島港湾施設の建設業等
- 電力業
- ガス業
- 通信業
- 上水道
- 鉄道業
- 石油業
- 熱供給業
- 放送業
- 旅客運送
- 警備業
- 農林水産業
- 皮革関連
- 航空運輸
- 海運
- 感染症に対する医薬品に係る製造業
- 高度管理医療機器に係る製造業
- サプライチェーンの保全関連業種

*2020年7月に追加

*2023年5月及び2024年8月に追加

(注1) 複数業種にまたがる届出については、それぞれの業種について延べ数で算出。

(注2) 2019年度以前は取得時事前届出の業種別内訳、2020年度以降は全ての事前届出の業種別内訳を示す。なお、通信業は2019年度以降サイバーセキュリティ業種に包含。

(参考) 業種別の事前届出の内訳

届出対象業種	2018年度	2019年度	2020年度				2021年度				2022年度				2023年度				2024年度			
			株式取得	その他	行為時	合計	株式取得	その他	行為時	合計	株式取得	その他	行為時	合計	株式取得	その他	行為時	合計	株式取得	その他	行為時	合計
武器等の製造業等 (軍事転用可能な汎用品等を含む)	233	188	100	6	59	165	196	10	134	340	121	9	103	233	175	14	109	298	148	11	82	241
航空機の製造業等	19	23	18	0	4	22	11	2	10	23	17	2	18	37	19	0	7	26	31	2	14	47
原子炉・核燃料物質等の製造業等	12	10	2	0	2	4	2	1	3	6	10	0	7	17	7	1	8	16	17	0	5	22
宇宙関連等の製造業等	15	16	12	0	4	16	25	1	9	35	17	0	10	27	22	3	28	53	30	0	1	31
サイバーセキュリティ関連業種	-	1,457	953	56	590	1,599	994	105	863	1,962	984	104	696	1,784	952	103	978	2,033	1207	111	754	2072
金属鉱物に係る金属鉱業等	-	-	-	-	-	-	4	0	0	4	4	0	0	4	7	0	0	7	14	0	0	14
特定離島港湾施設の建設業等	-	-	-	-	-	-	4	0	0	4	8	6	0	14	5	3	0	8	0	0	0	0
サプライチェーンの保全関連業種等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	82	10	69	161	194	16	93	303
電力・ガス、熱供給事業	318	235	255	87	44	386	328	96	83	507	225	72	77	374	254	85	58	397	247	76	44	367
情報通信事業	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放送事業	7	2	9	0	2	11	14	0	16	30	3	1	0	4	9	0	15	24	6	0	8	14
上水道業	3	6	1	0	2	3	2	0	0	2	3	0	2	5	2	0	0	2	0	0	0	0
鉄道業	3	2	1	0	0	1	3	1	4	8	26	9	1	36	18	3	0	21	26	0	0	26
旅客運送業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	5	0	1	6	6	0	0	6
生物学的製剤製造業 (医薬品・医療機器を含む)	19	34	27	4	45	76	69	3	72	144	24	5	80	109	39	12	96	147	62	3	80	145
警備業	40	77	12	0	9	21	57	1	27	85	27	1	18	46	35	1	27	63	56	4	38	98
農林水産業	94	96	37	5	11	53	69	0	62	131	47	5	44	96	59	2	57	118	81	4	21	106
石油業	49	46	15	1	22	38	75	2	54	131	28	3	47	78	46	3	33	82	41	1	67	109
皮革製品製造業	10	29	2	0	0	2	0	0	4	4	5	0	5	10	10	1	0	11	5	0	5	10
航空運輸業	31	11	4	1	2	7	2	1	4	7	3	3	0	6	3	0	4	7	1	4	1	6
海運業	36	31	5	0	6	11	49	1	162	212	3	0	23	26	8	0	32	40	9	0	80	89
届出件数	594	1,946	1,281	159	731	2,171	1,405	210	1,244	2,859	1,327	207	892	2,426	1,387	218	1,266	2,871	1638	207	1058	2903
届出における該当業種合計	903	2,263	1,453	160	802	2,415	1,904	224	1,507	3,635	1,557	220	1,131	2,908	1,757	241	1,522	3,520	2181	232	1293	3706

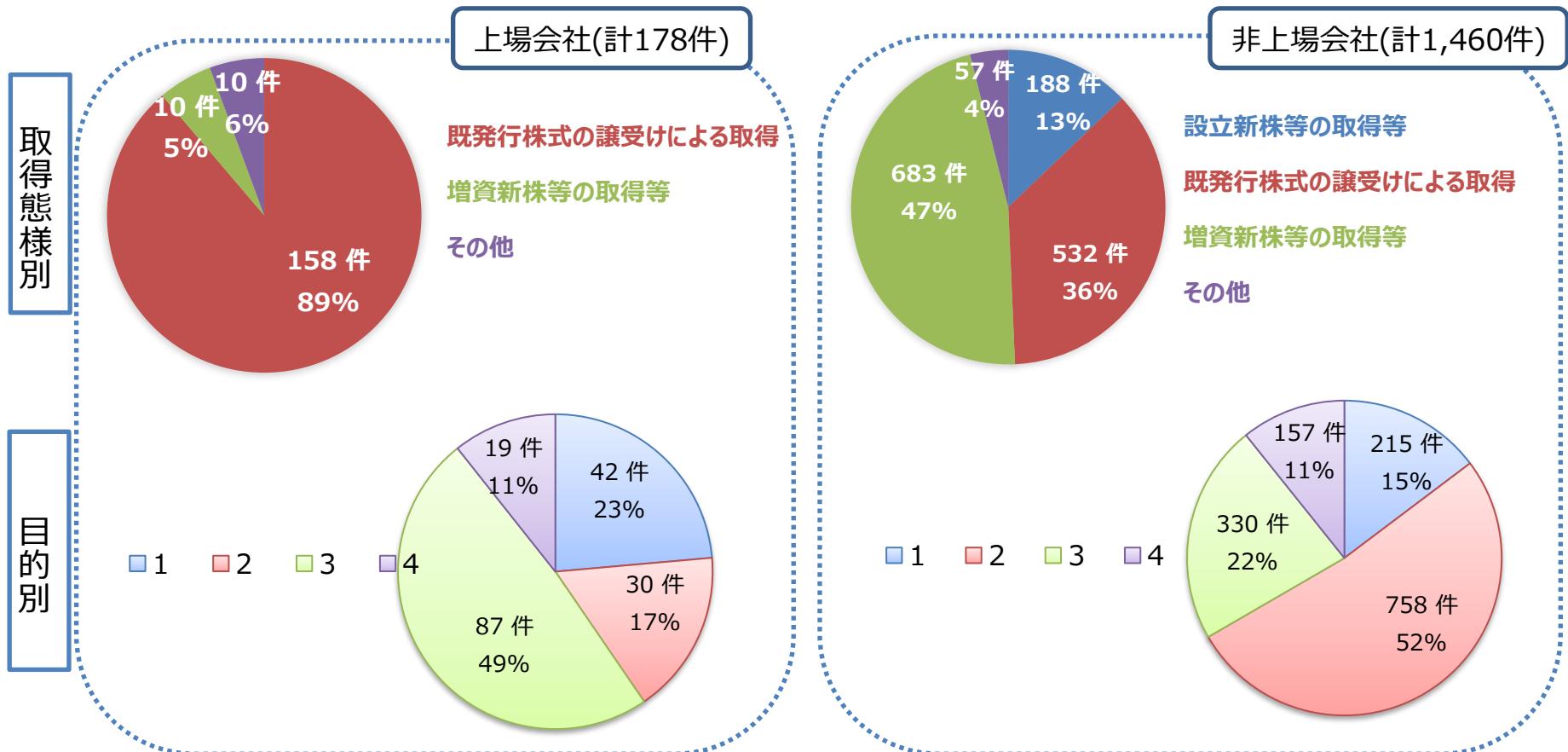
(注 1) 複数業種にまたがる届出については、それぞれの業種について延べ数で算出。

(注 2) 「株式取得」は株式取得時事前届出、「その他」は事業目的の変更、金銭貸付、社債取得、株式譲渡、支店の設置、事業の承継、共同議決権行使等に係る届出、「行為時」は行為時事前届出を示す。

(注 3) 情報通信事業は2019年度以降サイバーセキュリティ関連業種としてカウント。

取得態様・目的別の取得時事前届出件数（2024年度）

- 上場会社178件に対し、非上場会社は1,460件となっており届出件数は非上場会社の方が多い。
- 上場会社に係る株式取得の態様は、市場での取得を含む既発行株式の譲受けによる取得が約9割であって最も多いのに対し、非上場会社は、増資新株等の取得等が最も多い。後者は、自ら設立した会社の増資やスタートアップ投資に伴う増資の引受け等が含まれていることがその理由。また、目的別の届出件数について、非上場会社に係る株式取得は、上場会社に比し、経営関与のみを目的とする届出の割合が高い。



(注1) 取得態様別の「その他」は、新株予約権の行使による取得、吸収分割の対価としての取得、自己株式の取得等。

(注2) 目的別の「その他」は、関係会社の設立又は資金調達の支援、国内会社との合併会社の設立等。

国籍別の取得時事前届出件数（2024年度）

- 株式取得は、日本を除けば、米国や英領ケイマン、シンガポールが多い。
- 日本からの届出が多い理由は、外為法上、非居住者である個人又は外国法人に直接・間接に議決権を50%以上保有されている日本の会社が、外国投資家として取り扱われているため。

届出者の国籍別の取得時事前届出件数

	上場会社	非上場会社	合計
日本	62	439	501
米国	31	245	276
英領ケイマン	9	265	274
シンガポール	33	108	141
台湾	1	59	60
韓国	0	52	52
英国	0	45	45
香港	8	33	41
カナダ	14	20	34
オランダ	0	29	29
ドイツ	0	27	27
英領バージン	1	17	18
中国	0	16	16
ベトナム	0	14	14
フランス	1	12	13
サウジアラビア	12	0	12
ルクセンブルク	0	10	10
スイス	4	6	10
オーストラリア	0	10	10
インド	0	6	6
アイルランド	0	5	5
英領バミューダ	0	4	4
タイ	0	3	3
イスラエル	0	2	2
その他	2	33	35
合計	178	1,460	1,638

届出者の国籍が「日本」の場合の
最終親会社等の国籍別届出件数

	上場会社	非上場会社	合計
米国	11	146	157
日本	32	47	79
英領ケイマン	3	55	58
シンガポール	0	39	39
韓国	3	10	13
香港	0	11	11
中国	0	10	10
ドイツ	0	7	7
ルクセンブルク	0	6	6
オランダ	3	3	6
アイルランド	0	3	3
デンマーク	0	3	3
オーストラリア	0	2	2
スペイン	0	2	2
フランス	0	1	1
その他	4	36	40
該当なし	6	58	64
合計	62	439	501

届出者の国籍が「英領ケイマン」の場合の
最終親会社等の国籍別届出件数

	上場会社	非上場会社	合計
英領ケイマン	3	162	165
日本	2	33	35
シンガポール	0	34	34
米国	3	13	16
香港	1	8	9
台湾	0	4	4
英領バージン	0	3	3
その他	0	1	1
該当なし	0	7	7
合計	9	265	274

- (注1) 届出者の国籍が「日本」で最終親会社等も「日本」になるのは、子会社が届出者で日本国内に親会社があり、その親会社の議決権について、複数の外国法人が合計で50%以上保有しているものの、単独で50%以上保有している外国法人がない場合等。
- (注2) 届出者の国籍が「日本」で最終親会社等が「該当なし」になるのは、届出者の議決権について、複数の外国法人が合計で50%以上保有しているものの、単独で50%以上保有している外国法人がない場合等。
- (注3) 届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍により分類される。

お問合せ先

財務省では、企業や外国投資家又は関係者の皆さまからの相談窓口、関係者及び一般の皆さまからの情報提供窓口を設置しております。その他ご不明点などございましたら、下記お問合せ先までご連絡ください。

・ 財務省国際局 調査課 投資企画審査室

【相談窓口】

電話：03-3581-2279

メール：gaitame-fdi-1@mof.go.jp

【情報提供窓口】

メール：monitoring-fipro@mof.go.jp

財務局連絡先一覧

	相談窓口	情報提供窓口	電話番号
北海道財務局理財部理財課	fdi-info@hk.lfb-mof.go.jp	fefta-info@hk.lfb-mof.go.jp	011-709-2311（内線4347）
東北財務局理財部理財課	fdi-info@th.lfb-mof.go.jp	fefta-info@th.lfb-mof.go.jp	022-263-1111（内線3054）
関東財務局理財部理財第一課	fdi-info@kt.lfb-mof.go.jp	fefta-info@kt.lfb-mof.go.jp	048-615-6116（直通）
北陸財務局理財部理財課	fdi-info@hr.lfb-mof.go.jp	fefta-info@hr.lfb-mof.go.jp	076-292-7852（直通）
東海財務局理財部理財課	fdi-info@tk.lfb-mof.go.jp	fefta-info@tk.lfb-mof.go.jp	052-951-1797（直通）
近畿財務局理財部理財第一課	fdi-info@kk.lfb-mof.go.jp	fefta-info@kk.lfb-mof.go.jp	06-6949-6366（直通）
中国財務局理財部理財課	fdi-info@tg.lfb-mof.go.jp	fefta-info@tg.lfb-mof.go.jp	082-221-9207（直通）
四国財務局理財部理財課	fdi-info@sk.lfb-mof.go.jp	fefta-info@sk.lfb-mof.go.jp	087-811-7780（内線333）
九州財務局理財部理財課	fdi-info@ks.lfb-mof.go.jp	fefta-info@ks.lfb-mof.go.jp	096-353-6351（内線3072）
福岡財務支局理財部理財課	fdi-info@fo.lfb-mof.go.jp	fefta-info@fo.lfb-mof.go.jp	092-409-7285（直通）
沖縄総合事務局財務部理財課	fdi-info.z9s@ogb.cao.go.jp	fefta-info.q5i@ogb.cao.go.jp	098-866-0031（内線82338）

届出書の記載方法など、具体的な手続きに関することは、下記の日本銀行のお問合せ先までご連絡ください。

・ 日本銀行 国際局 国際収支課 外為法手続グループ

電話：03-3277-2107



事前届出の必要な業種を営んでいるかどうかは、外国投資家が自らの責任において判断することが原則です。なお、事業所管省庁は外国投資家からの照会を受け付けており、外国投資家の判断における参考として考え方を示しています。

・ 事業所管省庁照会先一覧（財務省HP）

